

千葉市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

千葉市人事委員会委員長 酒 井 正 利

千葉市人事委員会規則第4号

千葉市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

千葉市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年千葉市人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。